

静岡県福祉のまちづくり 条例に関する事務の手引

逐条解説

令和5年4月

静岡県健康福祉部地域福祉課
静岡県くらし・環境部建築確認検査室

目 次

I 静岡県福祉のまちづくり条例の概要

1 条例の構成	1
2 条例の要旨	2
3 条例の対象施設（公共的施設等）一覧	4
4 条例の届出手続等の概要	5
5 条例の届出等手続フロー図	6

II 静岡県福祉のまちづくり条例の解説

前文	7
----	---

第1章 総則

第1条（目的）	9
第2条（定義）	10
第3条（県の責務）	12
第4条（市町の責務）	13
第5条（事業者の責務）	14
第6条（県民の責務）	15
第7条（福祉のまちづくりの総合的推進）	16

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第8条（施策の基本方針）	17
第9条（広報及び情報の提供等）	18
第10条（教育の充実）	19
第11条（交流・ふれあいの促進）	20
第12条（ボランティア活動の促進）	21
第13条（財政上の措置）	22

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

第14条（整備基準）	23
第15条（公共的施設の実備）	25
第16条（指導及び助言）	28
第17条（既存施設の実備）	29
第18条（適合証の交付）	31
第19条（維持保全等）	33

第2節 特定公共的施設の実備

第20条（新築等の届出）	34
--------------	----

第21条（指示）	37
第22条（報告の徴収及び立入調査）	38
第23条（勧告）	39
第24条（公表）	40
第3節 公共的施設以外の施設等の整備	
第25条（公共車両等の整備）	41
第26条（公共工作物の整備）	42
第27条（住宅の整備）	43
第4章 雑則	
第28条（国等に関する特例）	44
第29条（規則への委任）	45
附 則	46

Ⅲ 公共的施設及び特定公共的施設の解説

公共的施設及び特定公共的施設の解説	47
規則別表第1の解説	51
1 建築物	51
(1) 社会福祉施設	51
(2) 医療施設	53
(3) 官公庁施設	53
(4) 教育施設	54
(5) 文化施設	55
(6) 削除	
(7) 宿泊施設	55
(8) 娯楽施設	56
(9) 集会施設	56
(10) 展示施設	57
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	57
(12) 環境衛生施設	58
(13) 公益事業を営む店舗等	59
(14) 金融機関の店舗	60
(15) 物品販売業を営む店舗	61
(16) 飲食店等	61
(17) サービス業を営む店舗	61
(18) 自動車車庫	62
(19) 自動車教習所等	62
(20) 複合施設	62
(21) 共同住宅等	63

(22)地下街等	6 3
(23)事務所	6 4
(24)工場	6 4
2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設	6 5
3 道路	6 5
4 公園等	6 6
5 建築物以外の路外駐車場	6 7

IV 整備基準の解説

1 整備基準の解説	6 8
2 公共的施設整備基準一覧	6 9
3 整備箇所の解説図	7 0
4 通路、出入口、階段に係る寸法の基本的な考え方	7 1
5 各公共的施設における不特定かつ多数の者が利用する部分の考え方	7 2

規則別表第2の解説	7 3
-----------	-----

1 建築物に関する整備基準	7 3
(1) 廊下その他これに類するもの	7 3
(2) 階段（その踊場を含む。）	7 4
(3) 傾斜路	7 5
(4) 便所	7 6
(5) 敷地内の道路	7 7
(6) 駐車場	7 8
(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路	7 9
(8) 案内設備までの経路	8 4
(9) レジ通路及び公共的施設の改札口	8 6
2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設に関する整備基準	8 7
3 道路に関する整備基準	9 4
4 公園等に関する整備基準	9 5
5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	9 7

V 条例・規則、適合証

1 静岡県福祉のまちづくり条例	9 8
(1) 同条例	9 8
(2) 同施行規則	1 0 3
2 適合証交付制度のあらまし	1 4 3
3 適合証マーク	1 4 4

(注) 文中の「条例」は静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第44号）を、「規則」は静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）を、「バリアフリー法」は「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」をそれぞれ指す。